

大学院経営・流通学研究科 博士後期課程の学位授与に関する申し合わせ

制定 平成 26 年 2 月 12 日

分割及び最近改正 平成 27 年 5 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 本申し合わせは、経営・流通学研究科 博士後期課程における博士号を授与する手続きと評価基準を明らかにすることを目的とする。

(学位授与の条件)

第 2 条 博士号の授与を受けるためには研究演習 18 単位および特殊講義 2 単位以上の計 20 単位以上を修得し、博士請求論文に合格しなければならない。

(博士学位請求論文の手続き)

第 3 条 博士学位請求論文の審査は、研究計画書の提出、中間報告会、予備審査、本審査、公聴会を経て研究科委員会の判定会議で最終的に博士学位請求論文の合否が決定される。

第 4 条 研究計画書には研究テーマ、研究目的、研究範囲、研究方法、研究意義、参考文献、研究スケジュールを報告しなければならない。

2 研究科委員会では同研究計画書の研究テーマに基づき、各院生について 3 名の専攻担当教員からなる研究指導委員会を設置する。ただし、主担当教員は専攻担当教員とし、2 名の副指導教員は専攻担当教員とする。

第 5 条 中間報告会（日程はスケジュール表で別途定める）では博士請求論文の第 1 次原稿を提出し、発表しなければならない。

2 第 1 次原稿はおよそ 30%の完成度があることが条件である。第 1 次原稿を提出しない者については博士請求論文予備審査願（日程はスケジュール表で別途定める）を受理しない。

3 研究指導委員会は、院生の中間報告を聴いて指導を行い、その指導を元に、論文の内容の手直し、加筆を行う。

第 6 条 研究科委員会では予備審査願に基づき、予備審査委員会を設置する。ただし、予備審査委員は主担当教員を含む専攻担当教員 3 名以上とする。

2 院生は予備審査員会で博士請求論文の第 2 次原稿を提出し、発表しなければならない。

3 第 2 次原稿はおよそ 50%の完成度があることが条件である。第 2 次原稿を提出しない者については博士請求論文審査願を受理しない。

4 予備審査員会は第 2 次原稿に関するコメント、勧告等を行い、院生は原稿を修正することができる。

第7条 研究科委員会では本審査願に基づき、本審査委員会を設置する。

2 本審査委員会は、学位規程第9条第1項から第3項に基づき、主査(1人)、副査(2人以上、その内2名は専攻担当教員)を選出する。ただし、副査は経営・流通学研究科以外から招くことができる。

第8条 本審査委員会は公聴会を経て研究科委員会にその審査結果を報告しなければならない。

2 研究科委員会は、その審査報告に基づき、最終的に博士学位授与の可否を判定する。
(博士請求論文するための学力試験)

第9条 博士請求論文を提出するためには年2回行われる学力試験に合格しなければならない。

(博士請求論文の評価基準)

第10条 博士請求論文は以下の基準を満たしていなければならない。

- 1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を参照すること。
- 2) 明確な問題意識に基づいた適切な課題設定がなされていること。
- 3) 先行研究が適切に言及され、既存研究と差別化できる独創性や先駆性を示すこと。
- 4) 文献・調査などの資料が適切に用いられていること。
- 5) 論述が適切に行われるとともに、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 関連学会の全国大会に1回以上発表すること(ただし、学力試験の語学要件を満たしてもらったものは除く)。
- 7) レフェリー制度がある学会誌等に学術論文1篇以上、あるいは『経営論集』等大学の紀要には2編以上を掲載すること。
- 8) ただし、『大阪産業大学経営論集』に投稿した論文の場合、研究指導委員または博士論文審査委員の審査がない場合には、博士学位請求論文を提出要件として認めない。研究科委員会では、その審査結果の公表を要求することができる。
- 9) 博士後期課程中、主担指導教員の授業以外に、二人以上の研究指導委員または博士論文審査委員の授業を履修すること。

(博士請求論文の審査結果の公表)

第11条 原則として、学位を取得した日から3か月以内に、博士学位を取得した論文、その要旨及び論文審査評をインターネットにより公表する。

附則

(施行期日)

この申し合わせは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正申し合わせは、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。